二十五　銀行代理業者名　豊田　ヤス
主たる営業所又は事務所の所在地　栃木県矢板市荒井六百十六番地四十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年九月三十日

二十六　銀行代理業者名　松尾　富三
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県下伊那郡豊丘村大字神稲九千七十五番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十月二十九日

二十七　銀行代理業者名　種村　光子
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県南魚沼市水尾四百十七番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十月二十九日

二十八　銀行代理業者名　久保田孝之
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県松本市波田九千九百五十七番地三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十一月三十日

二十九　銀行代理業者名　笠原　利子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県岡谷市山下町二丁目十一番十六号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十一月八日

三十　銀行代理業者名　竹之内資郎
主たる営業所又は事務所の所在地　愛知県知多市岡田字中谷八番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十二月一日

三十一　銀行代理業者名　瀧上　美範
主たる営業所又は事務所の所在地　三重県松阪市広陽町五番
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十二月一日

三十二　銀行代理業者名　花井　清
主たる営業所又は事務所の所在地　大阪府堺市美原区木材通四丁目一番一号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十二月一日

三十三　銀行代理業者名　江田　初恵
主たる営業所又は事務所の所在地　岡山県真庭市福田百二十八番地七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十月三十一日

三十四　銀行代理業者名　西谷　武義
主たる営業所又は事務所の所在地　岡山県岡山市南区東畦百五十五番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十月三十一日

三十五　銀行代理業者名　森口　良美
主たる営業所又は事務所の所在地　島根県八束郡東出雲町大字上意東千九百六十六番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十月三十一日

三十六　銀行代理業者名　足立　陽子
主たる営業所又は事務所の所在地　島根県出雲市奥宇賀町千四百七十五番地三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十月三十一日

三十七　銀行代理業者名　川上イチ子
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県南松浦郡新上五島町太田郷二千二十九番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十二月一日

三十八　銀行代理業者名　吉田　雅一
主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県久留米市大橋町常持百三十二番地七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十二年十二月一日

○東北地方整備局告示第三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年三月十日

東北地方整備局長　徳山日出男

第1　起業者の名称　岩手県

第2　事業の種類　一般国道106号改築工事（簗川道路・岩手県盛岡市川目第5地割地内）

第3　起業地

1　収用の部分　岩手県盛岡市川目第5地割地内

2　使用の部分　岩手県盛岡市川目第5地割地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県盛岡市簗川第6地割地内から同市川目第5地割地内までの延長5,650mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道106号改築工事（簗川道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。